

発議案第15号

東海第二発電所の運転期間延長と再稼働を認めないよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月19日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	伊原忠
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	植田進
	同	三田登

提案理由

国に対し、東海第二発電所の運転期間延長と再稼働を認めないよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

東海第二発電所の運転期間延長と再稼働を認めないよう求める 意見書

日本原子力発電株式会社の東海第二発電所は、本年11月で運転期限の40年を迎えることになり、原子力規制委員会に運転期間の延長を申請している。しかし、40年も運転を続ければ機器や配管の劣化は避けられず、何より放射能にさらされる原子炉本体や壁などが、もろくなっていると考えるのが普通である。

また、東海第二発電所は、東日本大震災で緊急停止し、津波により非常用発電機3台中1台が停止するなど、あわや大惨事の危険性さえあった「被災原発」なのである。さらに、福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型原子炉で、出力は110万キロワットと沸騰水型原子力発電所1基としては日本最高の総発電電力量を記録する巨大な原発である。沸騰水型原子炉は、原子炉を覆う格納容器が極めて小さく、炉心溶融が起こればすぐに容器破損のおそれがあるとされており、福島第一原子力発電所の事故はそれを示している。

その上、東海第二発電所の半径30キロメートル圏内の水戸市を初めとする14市町村では避難計画を作成するため、千葉県内の地方自治体などと避難受け入れ協議が行われてはいるものの、福島原発事故で明らかのように、地形や風向きにより千葉県の避難先も避難地域となる可能性があり、実効性のある避難計画の作成は困難を窮めることが予想される。

「老朽化原発」であり、「被災原発」でもある東海第二発電所には、多くの茨城県民が不安を募らせ、県内市町村議会の6割が「運転延長反対」、「再稼働中止」などを求める意見書を可決するに至っている。世論に背いてまで原発を推進するべきではない。

よって、本市議会は国に対し、東海第二発電所の運転期間延長と再稼働を認めないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様